

# 令和7年度北九州港航空写真撮影作業

## 仕 様 書

令和8年1月

国土交通省 九州地方整備局  
北九州港湾・空港整備事務所

## 1. 業務概要

本業務は、北九州港湾・空港整備事務所管内の現況把握、広報および各種資料作成に使用する航空写真のデータを取得するために、航空写真撮影を行うものである。

## 2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

なお、天候や視界不良等を考慮して履行期間は長めに設定しているが、可能な限り早期に成果品の納入を行ふこととする。

## 3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
北九州港航空写真撮影	<p>響灘東地区</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易垂直写真撮影</li><li>・簡易垂直写真画像合成</li><li>・斜め写真撮影</li></ul> <p>新門司沖土砂処分場 (2.2km × 4.2km)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・垂直写真撮影</li><li>・垂直写真画像合成</li><li>・斜め写真撮影</li><li>・簡易垂直写真撮影</li></ul> <p>新門司地区</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易垂直写真撮影</li><li>・垂直写真画像合成</li></ul> <p>西海岸地区</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易垂直写真撮影</li><li>・斜め写真撮影</li></ul> <p>日明地区</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・斜め写真撮影</li></ul>	箇所 画像 箇所  箇所 画像 箇所 箇所  箇所 画像  箇所 箇所  箇所	2.0 1.0 3.0  6.0 6.0 2.0 1.0  2.0 1.0  2.0 2.0  1.0	斜め1箇所、縦1箇所

- 4. 提供資料**  
撮影範囲図
- 5. 業務仕様**
  - (1) 本撮影の詳細な撮影場所および撮影日と撮影する方向等については、当局担当職員と調整の上、実施するものとする。
  - (2) 撮影に使用する機材は、低高度から高高度まで安全に撮影可能な航空機等を使用し、航空法施行令(昭和二十七年 政令第四百二十一号)に基づき、安全な飛行計画で行うものとする。
  - (3) 各撮影場所では複数枚撮影し、最良の写真を選定すること。  
垂直写真および広域の斜め写真については、1枚で収まるように合成処理を行い、「3.業務内容」と「7.成果物」に示す数量を納品するものとする。
  - (4) 受注者は、本業務中に起きた全ての事故に責任を負い、損害賠償についても一切の処理を行うものとする。
- 6. 版権の帰属**  
本業務における撮影データは、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく貸与または複製してはならない。
- 7. 成果物**  
航空画像 DVD-R(JPEG・TIFF) 1式  
撮影した写真データを電子媒体(DVD-RまたはBD-R)で1部提出しなければならない。
- 8. 検査**  
本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。
- 9. その他**  
本仕様書に記載無き事項および本業務の遂行上疑義が生じた場合は、当局担当職員と協議するものとする。